

飲みません 今日私が ハンドルキーパー ～飲酒運転を根絶しよう～

年末になり、忘年会等飲酒をする機会が多くなります。
飲酒をしたら自動車の運転をしてはいけないのは当然ですが、自転車も運転してはいけません。

自転車の酒気帯び運転は、3年以下の懲役又は50万円以下の罰金と罰則が厳しくなりました。

運転するおそれがある人にお酒を提供する、飲酒した人に運転を依頼し車に同乗する、飲酒するおそれがある者に車を貸すことも処罰の対象となります。

悲惨な事故を起こさせないために、会合等でお酒を飲まない人を決めておき、その方が自宅まで仲間を送り届ける（ハンドルキーパー運動）、公共交通機関を使う等、飲酒運転対策に努めてください。



⚠️ 交通死亡事故連続発生!!

豊田警察署管内で交通死亡事故が連続発生しました。

11月4日午後1時20分頃、志賀町地内で軽四乗用車と普通乗用車が衝突し、軽四乗用車の助手席の80歳代女性が死亡。

11月6日午前7時00分頃、東梅坪町地内で普通乗用車と原付バイクが衝突し、原付バイクの50歳代男性が死亡。

本年（令和6年11月6日現在）、豊田警察署管内では、**5件**の交通死亡事故が発生しています。

大切な命を守るため、ドライバーや歩行者、自転車の皆さん一人ひとりが交通安全意識を高め、無理な運転、横断等しないようにしてください。

交通事故の当事者、残された被害者のご家族どちらも心の傷を負うこととなります。

最優先は「安全」です。
交通安全に努めましょう。



警察官への就職を考えている方及び警察の仕事に関心のある方へ

☎️ 豊田警察署で警察業務説明会随時受付中（要予約）☎️

詳細は、大畑駐在所もしくは豊田警察署警務課（採用担当）まで！

おおおばた

令和6年12月号

愛知県豊田警察署

大畑駐在所

(0565)35-0110

内線 530



「アイチポリス」アプリ

